

環 備 ー 6 2 1
令和 2 年 3 月 2 7 日

一般社団法人秋田県産業廃棄物協会
会長 山岡 緑三郎 様

秋田県生活環境部長



秋田県環境保全センターの使用料金の改正について（通知）

日ごろから産業廃棄物の適正処理推進に御尽力をいただき、厚くお礼申し上げます。
このたび、秋田県環境保全センター条例（昭和51年秋田県条例第42号）の一部改正により、令和2年10月1日から使用料金を別記のとおり改正しますのでお知らせします。
つきましては、貴协会会员等へ周知してくださるようお願いいたします。

《担当》

環境整備課廃棄物対策班

TEL：018-860-1624

FAX：018-860-3835



【別記】 秋田県環境保全センターの使用料金の改正について

【料金表（50kgあたり）】

区分	令和2年 9月30日まで	令和2年 10月1日から
燃え殻 無機性の汚泥	630円	720円
有機性の汚泥（含水率80%以下）	630円	710円
有機性の汚泥（含水率80%超）	960円	1,090円
廃プラスチック類 ゴムくず	1,850円	2,110円
廃発泡スチロール	4,910円	5,600円
紙くず 繊維くず	1,300円	1,490円
木くず	1,510円	1,720円
金属くず ガラスくず 陶磁器くず	540円	620円
コンクリートくず がれき類	530円	610円
鋳さい ダスト類		
廃石膏ボード	960円	1,090円
廃石綿等（特別管理産業廃棄物に限る。）	460円	520円